

議案第18号

平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 21,790,500立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	781,310千円
第1項 営業収益	629,284千円
第2項 営業外収益	152,026千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	814,844千円
第1項 営業費用	627,723千円
第2項 営業外費用	187,121千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,499千円は過年度分損益勘定留保資金305,466千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,033千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 217,691千円

第1項 出 資 金 176,091千円

第2項 建設助成金 41,600千円

支 出

第1款 資本的支出 527,190千円

第1項 建設改良費 199,702千円

第2項 企業債償還金 327,488千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は56,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 84,089千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成19年2月13日提出

鳥取県知事 片 山 善 博